

【名古屋学院大学】

令和6年能登半島地震に係る災害時緊急奨学金制度のお知らせ

2024年（令和6年）1月1日に発災した能登半島地震で被害を受けた院生及びご家族の皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

名古屋学院大学では、災害により学費支弁が困難となった場合に「災害時緊急奨学金」として奨学金を給付する制度があります。被害を受けた世帯の方は、大学院事務室までご連絡願います。

1. 対象

本学に在学する院生で、内閣府発表の災害救助法適用地域に本人又は保証人が居住しており、災害により学費負担者の家計急変などで経済的に修学困難であると認められ、かつ申請書及び罹災証明書（住家の被害が半壊以上）等が提出できる方。

2. 給付金額

原則として、住家の被害の程度が全壊の場合は当該年度授業料相当額の全額、半壊の場合は当該年度授業料相当額の半額を給付する。

3. 申請期間

原則として、罹災日から6ヶ月間

4. 提出書類

- (1) 申請書
- (2) 市区町村で発行された罹災証明書
- (3) その他、大学が必要と認める書類

※詳細については、大学院事務室にお問い合わせください。

〔問い合わせ先〕

大学院事務室（TEL：052-678-4076）